

1 事業概要

(1) センターの概要

高知市では、平成25年11月18日より「高知市生活支援相談センター」（以下「センター」と記載。）を設置し、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的に、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を開始しました。モデル事業の間、生活困窮者自立支援法の必須事業となっている自立相談支援事業を実施してきました。

- 事業開始 2013年（平成25年）11月18日（月）
- 相談日 平日8時30分～17時30分（土・日・祝祭日は休み）
- 相談時間 8時30分～17時15分
- 人員配置 8名体制

※生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業を実施

センター長	1名
副センター長	1名
相談支援員	5名
事務員	1名

(2) センターの開所まで

高知市における生活保護率が相対的に高い傾向にあることは、以前から問題提起されてきました。社会保障審議会に設置された「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」（平成24年7月17日）にて、高知市長が「生活保護実施機関の現状と課題」として“少子高齢化”，“人口一極集中”，“市民所得の低さ”，“厳しい雇用情勢”，“医療機関の集中”，“産業基盤が脆弱”など、生活保護率の高くなっている背景を指摘していました。

■高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会の設立

高知市長が生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会（平成24年4月 社会保障審議会に設置）の委員であり、新たな生活困窮者自立支援制度への取組に積極的であったこと、高知チャレンジ塾（学習援助事業）の財源確保が必要であったことが要因となり、モデル事業実施にいたりました。

当初、人材確保やモデル事業の実施主体が任意事業の実施主体又は受け皿になり得ることを見据えた場合、行政直営では運営が困難であることが予測され、主管課（福祉管理課）にて外部委託（プロポーザル方式）を検討するが、高知市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）におい

ても地域福祉活動推進計画の初年度であり受託体制が整備されていませんでした。

結果、市、市社協で組織する協議会方式をとる結論に至り、相談員については市1名・市社協4名、予算管理・制度対応は市という体制となり、就労支援の側面から「高知公共職業安定所」と「こうち若者サポートステーション」にも協力依頼することとなりました。

■センターの開所

平成25年10月に、上記の団体で構成する高知市生活困窮者自立促進支援事業運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設立し、同年11月18日に自立生活相談支援モデル事業としてセンターを開設いたしました。

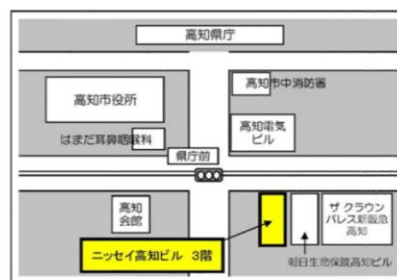
“開設場所を高知市役所周辺にすること”で検討を行い、その結果、高知市役所・本庁舎から徒歩3分の場所に立地するニッセイ高知ビル3Fに開設することとなりました。【図1】

市役所と近距離にあることから、相談者に市の窓口の紹介をしたり、相談者に同行することが容易にでき、また、市役所の窓口に来所された方がセンターに相談に来やすい、といった利点があります。

【図1：高知市生活支援相談センターの位置と業務時間について】



- 高知市本町4丁目2番40号
ニッセイ高知ビル3F
- 業務時間／
月曜日～金曜日 8:30～17:15
(土日祝、年末年始12/29～1/3除く)



(3) センターの支援体制

センター長〔高知市職員（専従）〕と副センター長〔市社協職員（兼務）〕のほか、市職員1名と市社協職員4名の計5名を専従の相談員として配置し、経理・庶務担当事務員を1名運営協議会で雇用しています。

センター開所時から、生活困窮者支援の更なる支援体制を整えるため、高知市塩田町に拠点のあった市社協の業務のうち、「成年後見サポートセンター」、「日常生活自立支援事業」、「生活福祉資金貸付事業」、「地域福祉を推進する業務」及び、高知市旭町にあった「高知市障害者相談支援事業所」をセンターと同じフロア内に移しました。【図2】

これに伴い、地域福祉活動における生活困窮者のニーズの早期発見や見守り等などのアウトリーチ機能・地域との連携機能や、上記の相談支援機能を生活困窮者支援に多彩に展開ができるよう、共同体制の構築を図っています。

このように、センター開設当初から相談者に対して、より幅の広い支援体制をとり、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、広く相談を受け止め、本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じた支援が行われるよう関係機関とつながり、包括的かつ伴走的な支援を行っています。

【図2：センターと市社協の連携体制】

(注：市社協については、H27.4月時点での課名で掲載)

